

## 副島種臣の国際関係観

安養寺 信俊\*

### はじめに

副島種臣の外交史的研究に関しては、従来から彼の対清交渉(明治6年)の解明、あるいはその評価に焦点が当てられている。たとえば、石井孝氏は、副島の外交政策はアメリカ外交団の「助言」のもとに作成されたものであると指摘する(『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、1982年)。また毛利敏彦氏は、副島の対清交渉は日本の国威を大きく高揚させたとする一般的な評価に対して、明治日本は「近代国民国家」として出発したのであるから、その視点から再評価を下すべきであるとする(『明治維新政治外交史研究』吉川弘文館、2002年)。

しかし副島外交の個々の論点を解明することも必要ではあるが、そもそも副島の国際関係観とは一体いかなるものであったのか、が問われなければならない。この副島は、幕末の佐賀において、朱子学が講じられた弘道館(藩校)で教授職を務めていた。その朱子学の基本視角は、「君臣間の上下関係=名分を基軸として、一切の社会的・人間的関係を上下=分によって確定しようとするもの<sup>1)</sup>」であり、そのことは、国際関係においても反映されることになる。かりに副島が忠実なる朱子学徒であったとするならば、「上下関係」という視角で国際関係を把握していた、と考えられるのである。

他方で、副島は自らの「征韓論」を説明して、「征韓論の張本人は当時実に私で有つた私の征韓論は素とより万国公法の通義正理に準拠して正当に彼れ韓廷の罪を問ふ主義であつた<sup>2)</sup>」としている。この副島の依拠した「万国公法」とは「北京同文館の教師米国法律博士丁韞良氏の漢訳せる者<sup>3)</sup>」であり、そこでは、欧米の主権国家間における対等・平等が前提とされている。言い換えれば、欧米という限定は付されるものの、並列的な国際関係観である。それでは副島は、朱子学的な国際関係観から「万国公法」的なそれへと転じたのであろうか。

そこで本論は、副島外交の個々の論点ではなくて、副島の国際関係観の構造に着目し、その解明を行うことを試みたい。まずは、副島の外交「原則」について論じた小風秀雅氏の「華夷秩序と日本外交——琉球・朝鮮をめぐる——<sup>4)</sup>」の検討からはじめてみよう。

\* 岡山大学大学院文化科学研究科人間社会文化学専攻

## 1 小風秀雅の「副島外交」論

さて、小風氏は、19世紀における朝鮮、琉球、台湾問題は、「ひとつの問題が他の問題に直ちに波及するという連関構造を有していた<sup>5</sup>」とし、その意味で「明治日本外交の基本姿勢を問われる問題でもあった<sup>6</sup>」。そこで、「こうした複合的な国際関係のなかで、もっとも重要なことは日本外交の拠って立つ原理がどこに置かれていたのか<sup>7</sup>」ということであるとして、「日本外交」の「原理」的解明を課題とされている。では、小風氏は明治初期の「日本外交の原理」をどのように捉えているのか、本稿の課題と係わる「副島外交」を中心に見てみよう。

明治6年の副島の対清交渉は、1. 清国皇帝への謁見、2. 日清修好条規の互換、3. 日本が琉球に対して主権を有することの主張、4. 琉球漂流民殺害事件（明治4年）に対する清国側の態度を明らかにし台湾出兵の根拠を確認すること、を目的としていた。小風氏は、最後の「琉球漂流民の殺害事件に端を発した台湾出兵問題について（清国側の、引用者）意向を探ることが最大の課題であった<sup>8</sup>」とみなす。

明治6年6月21日、日本側は柳原を総理衙門へ派遣して、「琉球が日本の一部であることを主張した」のであるが、それに対して清国側は、「抑琉球国ハ我藩属ナレハ……我官吏ヨリ救恤シテ福建へ渡シ総督ヨリ仁愛ヲ加へ本国へ送り還シタリ<sup>9</sup>」と応じる。この清国側の応答について小風氏は、清国側は「宗族関係に基いて問題を解決したとして、琉球との宗族関係に日本が介入する余地のないことを明確に主張した<sup>10</sup>」と解する。つまり清国と琉球とは宗主と藩属という関係にあるので、琉球漂流民殺害事件に関して日本の関与の余地はないと清国側は主張したというのである。

次に、台湾の領土問題についてはどうであったのか。清国側は、「生蕃」を化外の民、すなわち清国の教化には属さない地域の住民であるとして、「蕃地」に対する主権を主張しなかった。そこで副島は、「生蕃ハ当サニ日本ノ問罪ニ帰スベキモノ」として、交渉の成功を自賛したのである<sup>11</sup>。このように小風氏によれば、琉球は清国と「宗族関係」にあり、また、台湾の原住民地域は清国の「教化」の外にあることが確認された。その結果、副島は「台湾出兵の根拠」を得ることができたということになる。

同6月21日、日清間で、朝鮮に関して、次のようなやり取りが行なわれた。「貴国ハ彼（朝鮮、引用者）ヲ属国ト称スレトモ内政教令ニ至テハ皆関与スル事無シトノ答有リタル由是果シテ然ルヤ」（日本側）。「属国ト称スルハ旧例ヲ循守シ冊封ノ典ヲ存スル而已故ニ如此回答セシ也」（清側）。「彼国ノ和戦権利ノ如キモ貴国ヨリ絶エテ干与スル所無キ乎」（日本側）。「然り」（清側）<sup>12</sup>。

この日清問の問答について小風氏は、「柳原が清側の確認を迫ったのは中朝間の宗族関係の実態であり、宗族関係に抵触せずに日朝交渉を進める手段を講ずるためのやり取りであったというべき」であり、「宗族関係を否定し日朝交渉から清を排除しようとしたものではないことを確認しておく必要がある」と指摘する<sup>13</sup>。つまり同氏は、日本側はあくまで「中朝間の宗族関係」を

前提として交渉しており、そのうえで中国が朝鮮の「和戦権利」に関与しないと言質を得たに過ぎないというのである。

ここで小風氏の議論を整理しておこう。同氏は、副島の対清交渉において、琉球、台湾、朝鮮についての清国の態度が確認されたとする。第一に、琉球は清国との「宗族関係」にあること、第二に、台湾の原住民の居住地域は清国の「化外」の地であること、第三に、朝鮮は清国と「宗族関係」にあるが、清国は朝鮮の「和戦権利」には干渉しないということ、である。なお、「宗族関係」とは、朝貢—冊封関係を前提として、中国を「宗」国とし、周辺諸国を「属」国とする国家関係である。したがって、その国際社会は中国を頂点とする階層的な秩序を構成することになる。

以上のことから、小風氏は次のような結論を導くのである。すなわち「副島は、日清間における華夷秩序は明確に否定し、清との対等関係(万国公法的関係)を求めてきたが、冊封体制に組み込まれた琉球・朝鮮に対しては、清との対立を回避するため、琉球において両属関係の明確化、朝鮮に対しては、清・朝鮮の宗族関係を前提に日朝の疑似的両属関係を認めさせるというかたちで、むしろ冊封関係を利用した外交を展開したのである<sup>14)</sup>。つまり副島外交は、「一方で万国公法的原理を主張しつつ、他方では冊封の論理を利用するという使い分け<sup>15)</sup>」を行ったのであると。

このように小風氏は、副島外交は「清との対立を回避する」という必要性から、「万国公法的原理」と「冊封の論理」という二つの「原理」を「使い分け」たものであったとみなすのである。しかしたとえば本論の冒頭に示したように、同じく明治6年の、「私の征韓論は素とより万国公法の通義正理に準拠して正当に彼れ韓廷の罪を問ふ主義であつた」との発言をみるならば、副島は、朝鮮に対しても、「冊封関係を利用した外交を展開した」のではなく、「万国公法」の「原理」に基づいていたともみられる。この点、朝鮮に対する副島外交の「原理」が、同年であるにもかかわらず対清交渉と征韓論の時点では変更されたとみるべきなのであろうか。その点も含めて以下、副島の清国、朝鮮に関する対外観を具体的に見てみよう。

## 2 副島の対清国・朝鮮観

### 第一、清国観。

副島は、対清交渉時(明治6年)に、次のような発言をしている。

「此時我儒蘇セ不ハ必ス古聖ニ対シ難キ事有ラン而シテ貴政府(清朝、引用者)既ニ各国ト交通シ独リ西洋ノ事情ヲ講究セス其レ可ナラン乎貴国洋理ヲ講究セ不ルノ説蓋シ予ヲ詒ク者乎座上董大人序スル所ノ万国公法ハ貴署ノ同文館ニ在テ翻訳刊刻シタレハ<sup>16)</sup>」(明治6年5月25日、於清国)。ここで副島は、日本、清国、あるいは朝鮮など儒教文化圏に属する国家が復興するためには、欧米列強との対抗上、「洋理」、この場合は「万国公法」の研究が是非とも必要であるというのである。

また同時に、次のことも述べている。

「我国之（トルコの惨状、引用者）ヲ知り悔悟自怨万ニ已ムヲ得ス遂ニ欧西ノ法ヲ求メ幡然ト国俗ヲ改変セシハ要其約例ヲ剔正シテ将来我国ノ主権ヲ更張スルニ在リ茲ニ種臣外務ニ任セシ以来交通上ニ於テ彼国公法内政等ノ書ヲ讀ミ事ヲ処スルト雖トモ情ヲ揆リ理ヲ度ルニハ未タ貴国經史ノ如ク明白快通ナル者有ラス今也日月ノ照ル所殆ト孔子ノ言ヲ知り以テ聖人トセサルナク苟ニ政ヲ為ス者ハ中外同ク一理也<sup>17)</sup>」（明治6年5月25日、於清国）。

副島は、やむを得ずに「欧西ノ法」を研究し、自国の「国俗」を改めようとしたのは、「将来我国ノ主権ヲ更張スル」ことが目的であった。しかし「情ヲ揆リ理ヲ度ルニ」においては、「貴国經史」がもっとも「明白快通」である。そのことは、「中外」、すなわち中国であろうがその他の諸国であろうが「同ク一理」であるというのである。つまり副島は、第一に、「欧西ノ法」（＝「万国公法」）の研究は自国の「主権ヲ更張スル」ための便法である、第二に、「政ヲ為ス」においては、「貴国經史」(中国の經書・歴史書)が普遍的な政治原則となり得る、とじていたのである。

特に副島が、「孔子之言」は「中外同ク一理」であるとしていることに注意を促がしたい。すなわち副島が「孔子之言」を普遍的な政治原則としたことは、「孔子之言」の内容そのものが重要なのであって、「孔子之言」＝中国、言い換えれば中国至上主義を採っていないことを意味する。この点、次の発言を見るべきである。

「文王ハ而夷之人也其後武成中国ニ君臨ス若シ周公ヲシテ諸侯ヲ倡率シ早ク西域ヲ開カシメテラハ土耳其以東以南之地尽ク中華ニ属シ共ニ君子ノ国ト為リ且ツ欧西ヲモ撫スルノ勢ヒ有リツラン而乃華ヲ矜リ夷ヲ鄙ミ独リ君子ノ国ト謂モヒ以テ今日欧人ト交ハルニ至リ反テ其鄙ンスル所ノ土耳其以東ノ蕃種ト同類ニ視為サレタリ事ノ相反スル何ソ如此甚キヤ……予是ヲ以テ知ル夷ノ中華ニ於ル常ニ恥テ勉ム故ニ強ク而シテ能ク興ル中華ノ夷ニ於ル自ラ矜テ怠ル故ニ弱ク而シテ必ス亡フ<sup>18)</sup>」。

副島は「文王」の例を引いて、彼はもともと「夷之人」であった。その後、彼は「中国ニ君臨」したのである。すなわち「中華」（世界の中心）に位置するには、出身地如何ではなく、「常ニ恥テ勉ム」という自助努力が必要なのである。しかし、現在の清国は「自ラ矜テ怠」っている。そのような清国はもはや「中華」の地位に値しないというのである。朱子学を修めた副島にとって中国は、文化的に崇拜すべき国であったはずである。ところが現実を見てみれば、彼の国は奢り高ぶっており、もはや「蕃種ト同類」とみなさざるを得ないというのである。つまり副島において尊重すべきなのは、中国という国家そのものではなく、「孔子之言」を含めて彼の国に根ざす文化的伝統的そのものであったということになる。

## 第二、朝鮮観。

さて、『蒼海全集』には、副島が「朝鮮賓客魚允中」と語り合った文章が残されている。この魚允中（1848-96）とは、李氏朝鮮末期の政治家であり、明治14年、紳士遊覧団の一員として来日している。この対話はそのときのものである。

「予(副島、引用者)従容として語り次に問いて曰く。昔日船を以て貴国に命を請わんと欲す。公能く之を知るや。允中曰く知ると。予曰く恨むや。允中曰く否と。予曰く欺くなり。貴国は外修好を託す。内実に予を侮る。允中曰く非ずと。予曰く貴国の娼妓が弊国人の命を待つ。必ず刑する所と為る。是れ修好の規に非ず。允中曰く是れ典なり。予曰く未だ修好せざる前之規ならんや。允中曰く新規なり。予曰く是れ予を讐するなり。夫れ修好は。二国の人民を合して兄弟の行と為すなり。且つ人内国に恕す。而して外国に於て厳なり。是れ予を讐するに非ずして何ぞや。允中答えず<sup>19)</sup>」。

まず、ここに「貴国に命を請わんと欲す」というのは、明治6年、征韓論が起こった際、当時外務卿であった副島が自らの責任で交渉に赴こうとしたことを指すものと思われる。次に副島は、「貴国の娼妓が弊国人の命を待」てば「必ず刑する所と為る」ことに関して、これでは明治9年の日朝修好条規に違反するではないか、と允中に詰問する。そして副島は、「修好」とは「二国の人民を合して兄弟の行を為す」ものであると、その意義を説明するのである。

このように副島は日朝関係を「兄弟」関係として捉えるのであるが、この「兄弟」発言をみれば、おそらく副島の意識の中では、両国関係には上下序列がある、すなわち日本＝「兄」、朝鮮＝「弟」としていたのではなからうか。つまり「万国公法」にいう並列的な国家関係ではなく、上下序列として日朝関係を捉えていたのである。では、その上下序列は朱子学的な華夷秩序であったのかといえ、そうともいえない<sup>20)</sup>。拙稿「副島種臣の「神道」論<sup>21)</sup>」で明らかにしたように、副島は、世界各国の万人には斉しく「天根」が内在しているとしていた。このことからすれば、万人は「天根」が内在するという平等原則を踏まえたうえでの上下序列であったと思われる。この点について、もう少し副島の議論を追ってみよう。

「始めは吾(副島、引用者)貴国は清朝之冊封を受くと謂う。今は則ち大朝鮮国なり。権は常に其の手に在る。復び明師の来援無し。則ち吾入りて如何。其れ予を以て英雄と為すや。今夫れ共同の福とせず。是れ共同の禍とする能わざれば。修好は無用なり。是れ一時の言。私に閣下の耳に入れる。何ぞ君閣下任満ちて帰国せんや。与交三年の誼厚きなり。意は方今の世界紛争之時。強弱有り。盛衰興亡齊しからず。近く聞く某大国朝鮮を征服するの議有るを。是非如何。<sup>22)</sup>」。

ここに「帰国は清朝之冊封を受く」とあるが、そのことは、小風氏が指摘されたように、副島が「朝鮮に対しては、清・朝鮮の宗族関係を前提」とした国際関係を念頭に置いていたことを意味しよう。それは、明治6年の段階のことである。しかし、「今は則ち大朝鮮国なり」と。これは、明治9年の日朝修好条規(第一款)にいう「朝鮮国ハ自主ノ国ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ<sup>23)</sup>」を指すものと思われる。すなわち現在の朝鮮は清国との冊封関係を脱して「自主ノ国」(＝主権国家)となった。したがって、「日本国ト平等ノ権ヲ保有」というのである。

以上の副島の発言からみれば、清国から独立した朝鮮は日本と「平等」の関係にある。したがって、両国間では「万国公法」の「論理」が適用されることになる。法的関係としては、たしか

にその通りである。ここで問題となるのは、さきに副島が日朝関係を「兄弟」として捉えたことである。副島は、他方で日朝関係を「兄弟」という情誼で捉えるのである。この点、先の「経史」について、副島が「情ヲ揆り理ヲ度ルニハ」としていたことが参考となる。つまり副島は、万国公法的関係とは別に、「情」「理」の世界で、朝鮮を「兄弟」とみなしたのである。副島は自らの征韓論について、「私の征韓論は素とより万国公法の通義正理に準拠し」たものであると説明しているが、それは法的関係のことであり、「情」「理」においては、「兄弟」、すなわち肉親関係に比すべきものとして日朝関係を捉えていたものと思われる。

### 3 副島の「礼法」的国際秩序

さて、副島の清国観をみれば、そもそも清国は華夷秩序の頂点に位置づけられていないことが理解できた。また朝鮮については、日朝修好条規締結（明治9年）後は、日本と朝鮮とは、法的には「平等」であるとしながらも、しかも両国は「兄弟」関係にあるとしていた。ここには、「一方で万国公法的原理を主張しつつ、他方で冊封の論理を利用する使い分け」にとどまらない「論理」の構造が窺われるのである。そこで、いったん目を転じて副島の法論を見てみよう。

「天法有るや。性法有るなり。性法有るや。教法有るなり。教法有るや。礼法有るなり。礼法有るや。政法有るなり。政法有るや。刑法有るなり。是れ四者は順序なり<sup>24</sup>」。このように副島は、法には、「天法」「性法」「教法」「礼法」「政法」「刑法」の六種のものがあり、しかも、それらの法には「順序」（＝序列）があるというのである。

最初の「天法」「性法」については、「天法即性法なり。茲の義を演べんか。父之父。豈天父に非ざるか。而して四海万国実に皆兄弟なり。父子の原則なり<sup>25</sup>」とある。まず、「天法」＝「性法」である。「天父」からみれば、世界の万民は「子」に相当する。したがって、「四海万国実に皆兄弟なり」というのである。つまり「天法」「性法」は、世界の万民に妥当する法ということになる。さらに「天法」「性法」は、「是教法之本義。而して礼和之出自。経国之大端<sup>26</sup>」なりと。副島に従えば、それらは、「教法」「礼和」「経国」、すなわち人倫から国家経営に至るまでの根本法に位置づけられるのである。

次に、「教法」。「教は五教なり。父義母慈兄友弟恭子孝なり。此の五者は倫常なり<sup>27</sup>」。これは、もともと『左伝』（文公十八年）にいう家族関係を律する道德である。「而る後之礼を言うは。五教を以て大礼と為すなり<sup>28</sup>」。この「五教」を具体化したものが「礼」ということになる。

次に、「礼法」。「礼は比儷なり。彼と此れは比儷なり。比儷之至。天下同一観なり。是れに由りて之を言う。制なり度なり。典なり型なり。礼之具なり。比儷之飾なり。斉一之正なり。而して教なるもの。常に其の間に入出するなり。未だ教に本づかざるの礼有らざるなり。未だ礼に本づかざるの号令有らざるなり。則ち未だ礼に本づかざるの政と刑有らざるなり。是れ五教之目なり<sup>29</sup>」。まず、「礼」とは「比儷」である。この「比儷」であるが、「君臣之礼。於礼乎大。父子之

親。於数乎重。<sup>30</sup>」とあることからすれば、「君臣」「父子」という人間関係を前提とする。つまり自己と他者というように、それぞれの人間関係の中において「礼」は存在するというのであろう。「制」「度」「典」「型」などは「礼」の「具」(=具象)である。さらに「礼」は、「教」を根拠とし、同じく「政」「刑」は「礼」を根拠とすると。ここに、「教」「礼」「政」「刑」という「順序」が確定するのである。

最後に、「政法」「刑法」。「政は正なり。刑は型なり。夫れ教及び礼は常なり。而るに政と刑は。時有りて変ずるなり。変とは何か。夫れ軍陳之事なり。非常の有は。水旱凶荒なり。……非情の有は。租税の加減なり。非常の有は。減ず可くして減ずるなり。是れ本意なり。疾病の流行なり。非常の有は。撫視惠養なり。時有りて変ずるなり。凡そ茲の若きは変なり。変じて通ずは天下之故なり。刑は刑なきを期すなり。刑措是れ本義なり<sup>31</sup>」。以下、「政法」「刑法」の具体例は続くのであるが、これらからすれば「政法」「刑法」は、「非常の有」、すなわち状況に応じて適宜に制定・変更される法律の類と解してもよいであろう。

さて、副島が征韓論の根拠であったという「万国公法」は、いったいどの法類型に位置づけられるのであろうか。まず、「天法」「性法」「教法」ではあり得ない。そこで「万国公法」がいわゆる制定法とみるならば、「政法」「刑法」に属すといえるであろう。

問題は「礼法」の位置づけである。副島には、対清交渉において次の発言がある。「其使ヲ如何接待スルハ我カ君国ノ権ニ由ル何ノ議スル事カ之有ラン<sup>32</sup>」(明治6年5月25日)。また、「貴国(清国、引用者)未タ接使ノ礼ヲ備ヘザルニ己ヲ枉ケテ謁見シ我君命ヲ辱シメンヨリ須ク一応帰国復命シ他日接見之礼整備スルヲ待テ再ヒ来リ<sup>33</sup>」(明治6年6月20日)。このように副島は、「礼」(=国際礼讓)を取り決めるのは「我カ君国ノ権ニ由ル」というのである。

このことは副島の国際関係観を見る場合に重要な発言と思われる。副島は国際礼讓の決定権は、「万国公法」ではなく、日本の天皇にあるというのである。それは、どのような理由に由るのか。副島は、さきの「天法」「性法」の説明に続けて、「君なる者は元子なり。天父之代人なり。故に曰く天工人其れ之に代わるなり<sup>34</sup>」と述べている。また「天子は。天之元子なり。猶天之元子のごときなり。天之元子。而して刑辟を重んず。是れ天之欲せざる所なり<sup>35</sup>」ともいう。副島は、「天之元子」である「君」が「天」に成り代わって、その仕事(=「天工」)を務めるというのである。では、その「天工」とは何か。「天子に非ざれば。礼を制せず<sup>36</sup>」とあることからすれば、「天工」の一部は、「礼」の制定ということになる。つまりは「君」が「四海万国」の「礼」を制定するのである。そして、「我カ君国ノ権ニ由ル」というからには、日本の天皇(=「君」)が「礼」を定めることになるであろう。このことからして、副島は、日本を世界の頂点とする国際関係観、すなわち文化的な意味での中華観を持っていたことが理解できる。

では、その中華観と主権国家間の対等性を前提とする「万国公法的秩序」との関係は、どのようなものとなるのであろうか。

この点は、これまで鏤々として紹介した副島の法論によれば、「万国公法」は、「政法」「刑法」の範疇に包含されることはほぼ間違いないものと思われる。したがって、日朝修好条規にいうように、万国は「平等ノ権ヲ保有」することになる。それによって、東アジア諸国は「万国公法的秩序」を形成することを意味する。しかしながら副島は、法に関して「順序」を設定していた。しかも「礼法」は「政法」「刑法」の上位規定であった。とするならば、副島の中華観（＝「礼法」的国際秩序）と「万国公法的秩序」とは次元を異にすることになる。上記において、小風氏は、副島外交の「論理」を指して「使い分け」とされていた。それはたしかに「使い分け」ではあったといえよう。しかし、そこには「順序」が厳然として内在していたのである。いわゆる法的関係においては、世界各国は「万国公法的秩序」の下にある。しかし「礼法」的秩序においては、「君」を戴く日本が頂点に位置することになる。ここで一言しておくが、副島は日本の天皇が「礼」を制定すべきとしたにとどまるのであり、決して、日本が宗主国となって周辺諸国との間で「冊封」関係を築こうとしたものではない、言い換えれば、中華観の実態化を目指したものではない、ということである。そのことは、副島が「万国公法の通義正理に準拠して」と述べていることから理解できるであろう。

最後に、なぜ日本の天皇が、「天父之代人」たり得るのか、という点に言及しておきたい。副島によれば、「国家の成立、皆其の元始を有せざるなし。而して、各国歴史の本源を原ぬれば、其の体相、概、皆、相同じきを見る。……等しく是れ、夷族蛮民の占領、酋長の奪略を元祖とするに過ぎず。……世々代々、戦闘奪略を事とし、干戈によりて、辛うして、其の版図を維持し、徳教湮晦、民心淳朴ならず、万般の事、感情の融和を去り、只、威力と法律との力に依りて、漸く平安を保てる事跡なり<sup>37</sup>」。それに対して、「抑我が国の歴史は、時運の変遷社会の状態を記せるに止まるが如き、単純無味なるものにあらずして、世界の元始と共に存在せる、徳教の真理を闡明し、自然の道義を説示せる經典なり<sup>38</sup>」とされる。すなわち「各国歴史の本源」に着目すれば、諸外国は「夷族蛮民の占領、酋長の奪略を元祖」としている。そのような国家を維持するためには「只、威力と法律の力」に依拠するほかはない。しかし、唯一、日本においては、「世界の元始と共に存在せる」「自然の道義」が伝来している。だからこそ、「万般の事」は「感情の融和」によって「平安を保てる」のであるというのである。

そのことは、また「王室」の興亡によっても証明できる。すなわち「宇内各国、各、歴史を有せざるなしと雖も、王室の事跡は、概、鬭争篡奪を以て充たされ、専ら社会人情風俗の変遷盛衰興亡の事跡を序列せるものな<sup>39</sup>」るが、ひとり「我が歴史は、真理一貫、万世に亘れる明教の常に包有せるもの<sup>40</sup>」である。したがって、日本の皇統は連綿と維持されてきたのであると。副島は、日本には「徳教の真理」「自然の道義」「万世に亘れる明教」が存在する。それを受け継いできたのが日本の「王室」である。それは、皇統連綿という事実経過によって明らかである、というのである。そして、そのような徳の体現者である日本の天皇（＝「天子」）こそが、「礼」の制



定者に位置づけられることになる。

### おわりに

副島の国際関係観をみる場合、「私の征韓論は素とより万国公法の通義正理に準拠し」という本人の発言に引きずられ易いが、副島外交は「万国公法的原理」と「冊封の論理」という二つの「論理」を「使い分け」たものであったとする小風氏の指摘は正鵠を射たものといえる。後者の「冊封の論理」は、「万国公法」の採用、日朝修好条規で「冊封」それ自体は否定されているので、「論理」としてのみ受け取られるべきである。つまりは中華「観」である。

本来、儒学者でありながら副島は、本来の中華観、すなわち中国至上主義を否定する。そのことが可能となったのは、彼が「土耳」(＝トルコ)の事情に言及していたことから分かるように、苛烈な国際情勢の見聞が主要な要因であったと思われる。すなわちいたずらに自国文化を誇るのみでは押し寄せる列強の「実力」に対抗できないということである。そこで真に「中華」であり得るためには、国家は、名実ともに卓越した「実力」を養成する必要があるとしたのである。

また思想史的にみるならば、このような対外認識は、朱子学を思想の起点とした副島にその修正を余儀なくさせたといえよう。朱子学の基本視角が「君臣間の上下関係＝名分を基軸として、一切の社会的・人間的関係を上下＝分において確定しようとするもの」であれば、その国際関係観は、「上下」序列的に把握されることになる。しかし副島が「万国公法」を採用したことから分かるように、彼は「政法」「刑法」の段階では、国家関係は並列的なものとみなすのである。

その「朱子学の基本視角」は、一見して、日本を中心とした国際関係観として復活をみせる。すなわち副島は、日本の天皇を「四海万国」の「君」に設定するのである。しかしそこには、質的な相違が存在した。すなわち朱子学においても「人間の一般性、普遍性」が想定されているが、それは「中国人の枠内」に閉じ込められる。しかし副島においては、まさに万人のそれが前提とされているのである。このことが、副島に「万国公法的秩序」を受容させた思想的要因であったと思われる。

### 注

1. 守本順一郎『東洋政治思想史研究』未来社1996、116頁。
2. 「東邦協会会報 第44号」1898、37頁。
3. 同上、44頁。
4. 小風雅秀「華夷秩序と日本外交——琉球・朝鮮をめぐる——」(明治維新史学界編『明治維新とアジア』吉川弘文館2001、所収)。
5. 同上、4頁。
6. 同上、4頁。
7. 同上、4頁。

8. 同上、9頁。
9. 同上、10頁。
10. 同上、9-10頁。
11. 同上、10頁。
12. 同上、11頁。
13. 同上、11頁。
14. 同上、23頁。
15. 同上、23頁。
16. 外務省編『日本外交文書 第6巻』1955、152頁。
17. 同上、151頁。
18. 同上、151-152頁。
19. 「與何如璋書」(副島道正編『蒼海全集 卷六』1917、所収)、34-35頁。
20. 「朱子においては、古典儒教と異なって、人間の一般性、普遍性が、それなりの仕方で行き届かされている。にも拘らず、人間は、中国人の枠内にとじこめられるのである。他の種は、努力によって、その水準に到達する可能性をもった、人類の下位に存するいわば亜人類なのである」岩間一雄『ナショナリズムとは何か』西日本法規出版1987、116頁。
21. 安養寺信俊「副島種臣の「神道」論」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要2006年11月、参照。
22. 前掲「與何如璋書」、35頁。
23. 歴史学研究会編『日本史史料 [4] 近代』岩波書店1997、115頁。
24. 「皇帝陛下巡狩中所得詩序」『蒼海全集 卷六』、6頁。
25. 同上、5頁。
26. 同上、5頁。
27. 同上、5頁。
28. 同上、5頁。
29. 同上、5頁。
30. 同上、5頁。
31. 同上、5-6頁。
32. 前掲『日本外交文書 第6巻』、147-148頁。
33. 同上、176頁。
34. 前掲「皇帝陛下巡狩中所得詩序」、5頁。
35. 「皇帝陛下巡狩中所獲詩序」『蒼海全集 卷六』、2頁。
36. 前掲「皇帝陛下巡狩中所得詩序」、5頁。
37. 川崎又次郎編『精神教育』国光社1898、73-74頁。
38. 同上、74-75頁。
39. 同上、79-80頁。
40. 同上、80頁。